

【013】 次の事例のうち、思想・良心の自由を侵害するものとして、最も違憲の疑いが強いものはどれか。

- 1 名誉毀損に対する民事救済として、陳謝の意を表明する程度の謝罪広告を命ずること。
- 2 教職員の勤務評定につき、「自己観察」の記入を義務付けること。
- 3 最高裁判所裁判官の国民審査において、白紙投票に罷免を可としないとの効果をもたせること。
- 4 特定の信条等を存立基盤とする企業が、雇用に際し、政治的信条や思想団体への所属の有無によって採用を拒否すること。
- 5 公務員に就任する条件として特定の思想・信条をもつことを強制すること。

【014】 日本国憲法で保障されている人身の自由に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 住居の不可侵が保障されており、警察官が被疑者の住居に立ち入って捜査をする場合には、必ず被疑者の同意が必要である。
- 2 警察官が被疑者を逮捕する場合には、現行犯の場合を除いて、裁判官の発する令状が必要である。
- 3 刑事被告人は、法廷において、自己に不利益なことでも黙秘せず、真実を証言する義務がある。
- 4 刑事被告人が自発的に自白した場合、その自白した内容を唯一の証拠として、被告人を有罪とすることが可能である。
- 5 ある行為をした時点では、その行為を犯罪とする法律がなかったが、その後その行為を犯罪とする法律が成立した場合、遡ってその行為を犯罪として罰することができる。

【015】 日本国憲法で保障されている自由権に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

- 1 表現の自由が保障されており、表現行為によって他人の名誉やプライバシーが侵害される場合でも、この自由は制限されない。
- 2 信教の自由については、国が宗教として認めた宗教に限り、個人の信仰に自由が保障されている。
- 3 人身の自由として法定手続きの保障が定められており、正当な法の手続きを踏まなければ刑罰を科されることはない。
- 4 日本国憲法では刑罰としての死刑は、残虐な刑罰に当たるとして禁止されている。
- 5 財産権が保障されており、公共のためであっても土地などの私有財産の利用などに対して、法律で制限を受けることはない。

【013】 5

思想・信条を強制することはできない。

【014】 2

- 1 被疑者の同意は必要ない
- 3 黙秘権はある
- 4 自白内容のみを唯一の証拠として有罪とすることはできない
- 5 遡って罰することはできない

【015】 3

- 1 この場合は制限を受ける
- 2 国が認めた認めてないは関係ない
- 4 死刑はある
- 5 制限を受けることはある